



平成 25 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 T B K  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 墨 谷 裕 史  
(コード番号 7277 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 山 田 健 次  
(TEL 042 - 739 - 1471)

### 公正取引委員会からの下請代金支払遅延防止法違反に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、次の行為に関し下請代金支払遅延防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、下請事業者に支払うべき下請代金の額から、不合格品が発生したことにして一定額を差し引いていた行為、また、下請事業者に支払うべき下請代金の額から、単価の引下げの合意日前に発注した部品について、引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を差し引いていた行為が下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

なお、減額分 36,412,290 円につきましては、平成 25 年 2 月 13 日に当該下請事業者に返還しております。

お取引先様はじめ関係者の皆様には、ご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法を含めたコンプライアンスに関する社内研修体制及び内部管理体制の一層の充実化を図ることで、コンプライアンスの徹底及び再発防止に努めてまいります。

以上